

## 第 1 回建築ワーキンググループにおける主な意見等

9 月 13 日に開催された第 1 回建築ワーキンググループにおける、主な意見等は、以下のとおりである。

### 1. 環境配慮プロポーザルについて

- スケジュールが厳しいこともあり、設計サービスに絞って議論をしたい。
- 設計者を決めてもそのあとで入札になるなら、環境配慮の実現性が乏しいのではないかと。
  - ⇒ プロポーザル方式では設計者を決めた後で随意契約となる。
- 最終段階で環境性能が実際にどのくらい担保されているかをチェックしてフィードバックする仕組みについて解説資料に含めて欲しい。
- プロポーザル方式で選定された基本設計業者がプロジェクトリーダーとして実施設計や設計監理に関わることができるように、適用範囲をしっかりと議論したい。
- 何故全てのプロポーザルに環境配慮を求めないのか
  - ⇒ 総論としては全てが対象。また、現在のプロポーザルにも事実上含まれているが、制度として確立すべきということ。
- 国のプロポーザルにおける適用範囲は何か。
  - ⇒ 閣議決定された政府の行動計画の中でプロポーザル方式の適用範囲が決められている。
- 計画段階から環境に配慮することを求め、その環境配慮が基本設計に引き継がれるような仕組みが必要ではないかと。
  - ⇒ 環境配慮型プロポーザルを誰がどの段階でどういう基準で発注するのかをしっかりと決めることが重要。
- 国土交通省には、環境保全性能をチェックするツールがある。地方公共団体でも活用していただければ望ましい方向に行くのではないかと。
  - ⇒ 日本の場合チェックのシステムはあるが的確に運用されていない。また、情報開示が十分ではない。
- 設計者が最初から最後まで 1 つの建物について責任を持つという本来の流れを取り戻す契機になって欲しい。
- プロポーザル方式は事業者の負担が少ない反面、選定が難しい。安易に進めると混乱が起きる。
  - ⇒ プロポーザル方式は表現力にも影響されてしまうため、Q B S 方式のほうが適しているかもしれない。

⇒ Q B S 方式は会計法上成立しないという認識

## 2 . 地方公共団体等への支援について

- 簡易型など地方を支援する仕組みも検討して欲しい。
  - ⇒ 段階を追って進めていく必要があり、基本方針に組み込むのは難しい。
- 地方にも意欲を持った民間技術者はいる。情報交流などによる官民協働体制が必要。
- 国土交通省のヘルプデスクや民間のコンサルなどの支援を受けやすくする仕組みを視野に入れる必要がある。
- 国土交通省の街並みまちづくり事業の専門家派遣制度のようなものがないか。

## 3 . その他

- 文教施設、医療施設など官庁施設以外において特別な環境配慮も含めて検討する必要はないのか。
  - ⇒ 環境性能が異なる可能性はあるが、あるとすると最初に求める環境性能について精査が必要になる。
- 建築物におけるCO<sub>2</sub>削減に関して社会的コストの分析資料があれば出していきたい。
  - ⇒ もし資料があれば、次回に用意したい。